

4 都道府県から基礎自治体への権限移譲に関する調査結果（調査4）

<対象団体>

全都道府県(47)、全指定都市(20)、県庁所在の市(指定都市を除く)及び新宿区(32)、都道府県が抽出した5～10万人規模の市(47)及び1～2万人規模の町村(47)

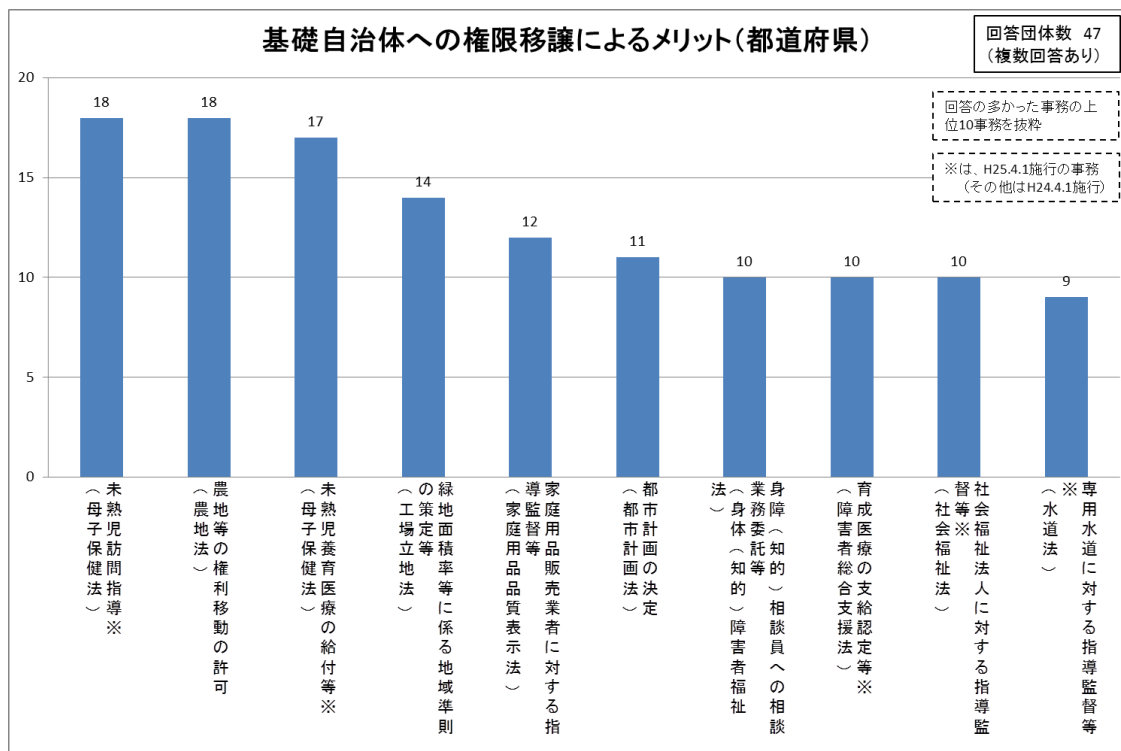
<調査内容>

第2次一括法等により都道府県から基礎自治体へ権限移譲された事務について、次の項目を調査（自由記述方式）。

- (1) 基礎自治体への権限移譲によるメリット
- (2) 基礎自治体への権限移譲に伴い生じた課題
- (3) 移譲権限を運用する際の工夫

(1) 基礎自治体への権限移譲によるメリット

ア 都道府県

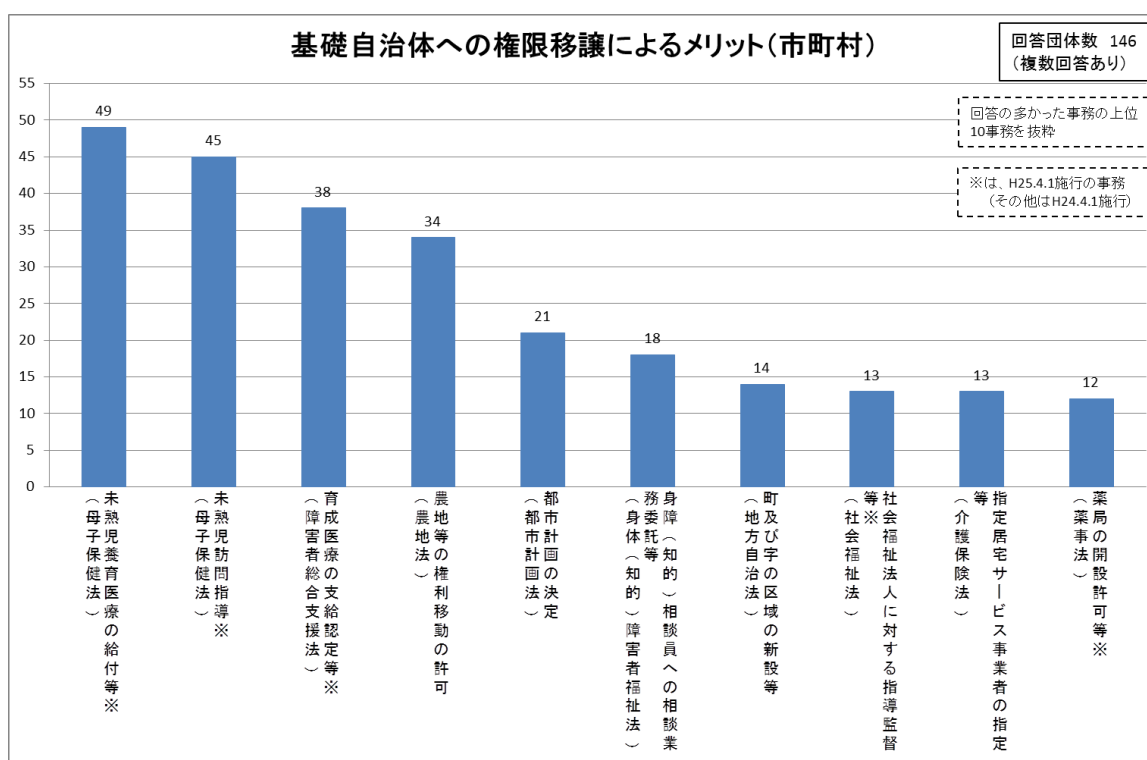


都道府県で回答の多いものは、①未熟児訪問指導（母子保健法）、②農地等の権利移動の許可（農地法）、③未熟児養育医療の給付等（母子保健法）、④緑地面積等に係る地域準則の策定等（工業立地法）、⑤家庭用品販売業者に対する指導監督等（家庭用品品質表示法）などであった。

①未熟児訪問指導では、「市町村で母子保健に関する事務を一貫して行えるようになった」、「窓口が市町村となり、住民の利便性が向上した」、「早期の実態把握が可能となり、支援対象者への迅速な対応が可能となった」などの回答があった。

- ②農地等の権利移動の許可では、「市町村で許可事務が完結することで許可までの期間短縮が図られ申請者の利便性が向上した」などの回答があった。
- ③未熟児養育医療の給付等では、「窓口が市町村となり、住民の利便性が向上した」、「市町村で母子保健に関する事務を一貫して実施できるようになった」などの回答があった。
- ④緑地面積等に係る地域準則の策定等では、「市独自の施策に即し、必要に応じて地域準則を設定できるようになった」、「工場新設の届出を立地場所に近い市に届け出ることができるようになり、事業者の利便性が向上した」などの回答があった。
- ⑤家庭用品販売業者に対する指導監督等では、「市に権限移譲することで、都道府県は町村部の立入検査に専念することができた」、「市が事務処理を行うことで、市域内の住民からの情報提供に基づく迅速な対応が可能になった」などの回答があった。

イ 市町村

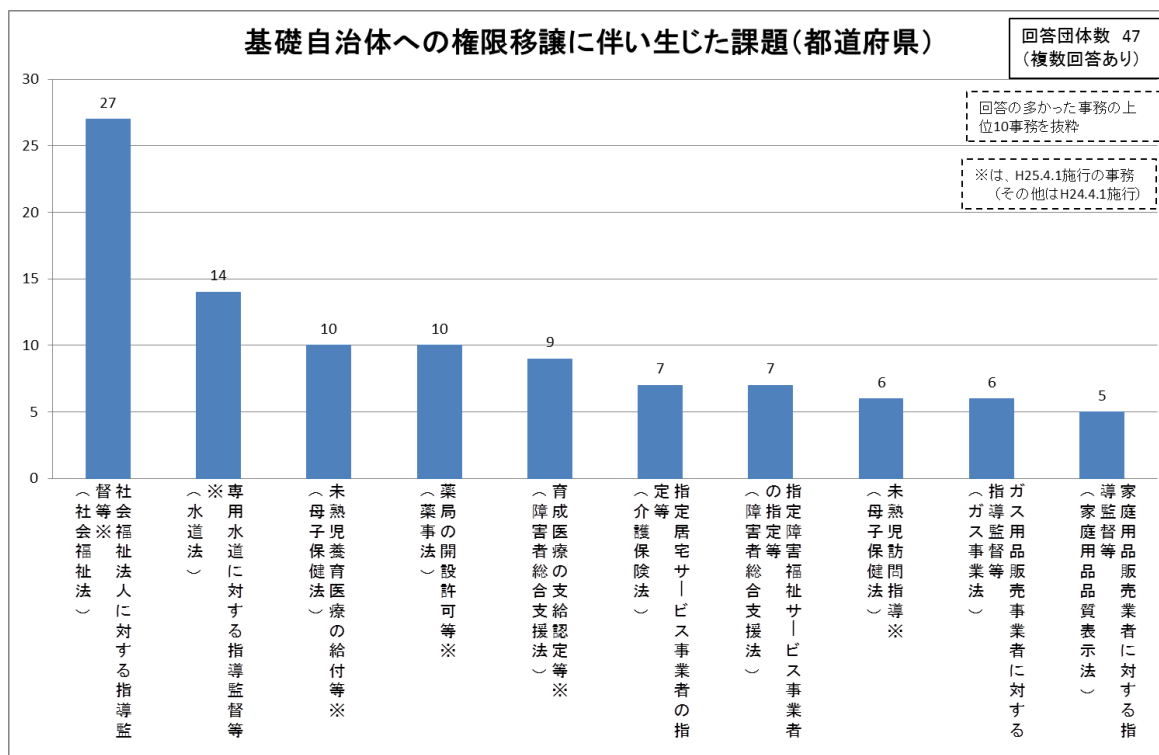


市町村で回答の多いものは、①未熟児養育医療の給付等(母子保健法)、②未熟児訪問指導(母子保健法)、③育成医療の支給認定等(障害者総合支援法)、④農地等の権利移動の許可(農地法)、⑤都市計画の決定(都市計画法)などであった。

- ①**未熟児養育医療の給付等**では、「窓口が市町村となり、住民の利便性が向上した」、「他の事業と併せて、市町村で母子保健に関する事務を一貫して実施できるようになった」、「申請者の同意があれば課税情報を庁内で入手することができるため、課税証明書の省略が可能となり申請者の負担軽減につながった」などの回答があった。
- ②**未熟児訪問指導**では、「市町村で母子保健に関する事務を一貫して実施できるようになった」、「窓口が市町村になることで、住民の利便性が向上した」、「医療機関等との連携で、市町村で早期の未熟児の把握が可能となり、支援対象者への早期対応が可能となった」などの回答があった。
- ③**育成医療の支給認定等**では、「窓口が市町村となり、住民の利便性が向上した」、「他の事業と併せて、障害児に対し市町村で一貫して支援できるようになった」、「市町村で要否判定できるようになり、処理期間が短縮された」などの回答があった。
- ④**農地等の権利移動の許可**では、「市町村で許可事務が完結することで許可までの期間短縮が図られた」などの回答があった。
- ⑤**都市計画の決定**では、「都道府県への協議等が不要になり事務手続きに要する期間が短縮された」、「地域の実情に応じたまちづくりを行うための都市計画決定ができるようになった」などの回答があった。

(2) 基礎自治体への権限移譲に伴い生じた課題

ア 都道府県

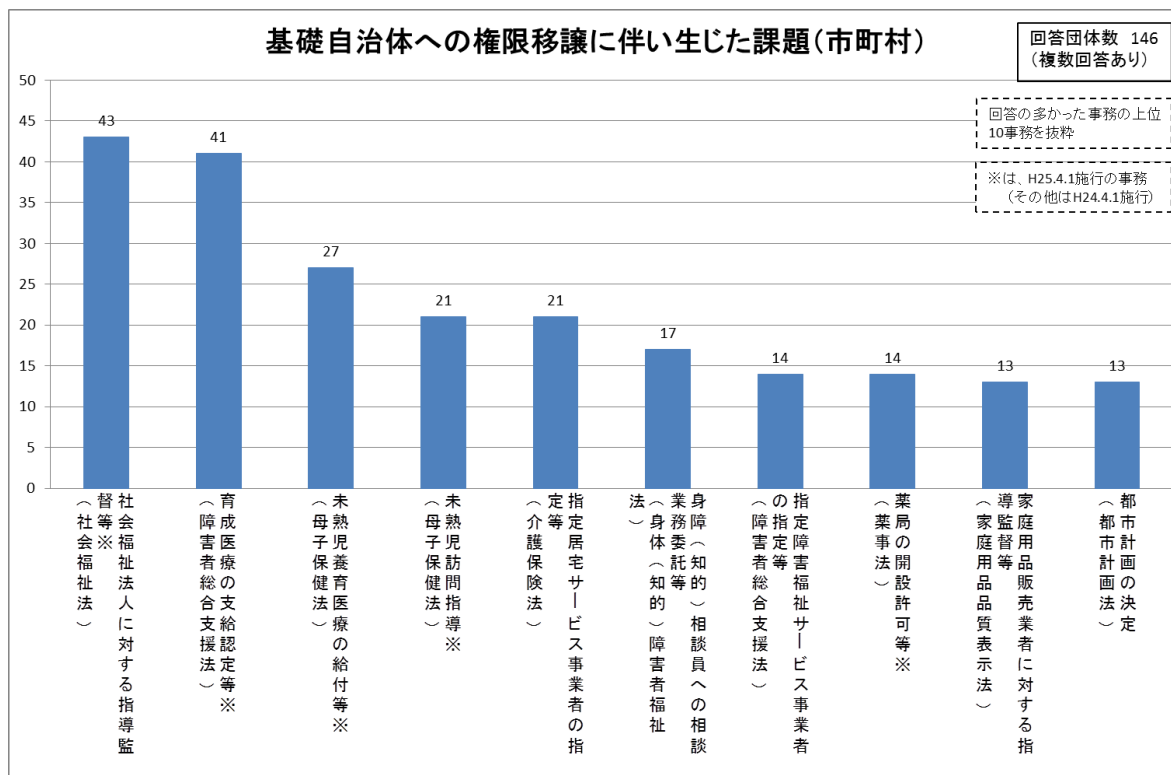


都道府県で回答の多いものは、①社会福祉法人に対する指導監督等(社会福祉法)、②専用水道に対する指導監督等(水道法)、③未熟児養育医療の給付等(母子保健法)、④薬局の開設許可等(薬事法)、⑤育成医療の支給認定等(障害者総合支援法)などであった。

- ①社会福祉法人に対する指導監督等では、「社会福祉施設の指導監査は引き続き都道府県で実施するため、市の法人監査の実施時期との調整が課題」、「指導監査業務等のノウハウの移管が課題」などの回答があった。
- ②専用水道に対する指導監督等では、「指導監督業務等のノウハウの移管が課題」、「自治体間で事務の取り扱いに差が出る可能性がある」などの回答があった。
- ③未熟児養育医療の給付等では、「給付事務に係るノウハウの移管が課題」、「認定審査体制など小規模市町村における体制整備が課題」などの回答があった。
- ④薬局の開設許可等では、「従来どおり都道府県が処理する事務(薬局機能情報変更届等)が残り、事業者の負担が増えた」、「薬局に付随する権限が都道府県と保健所設置市に分散するため、都道府県と保健所設置市の連携が課題」などの回答があった。

⑤育成医療の支給認定等では、「小規模市町村においては、支給認定に係る医学的判断を行う体制整備が課題」などの回答があった。

イ 市町村



市町村で回答の多いものは、①社会福祉法人に対する指導監督等(社会福祉法)、②育成医療の支給認定等(障害者総合支援法)、③未熟児養育医療の給付等(母子保健法)、④未熟児訪問指導(母子保健法)、⑤指定居宅サービス事業者の指定等(介護保険法)などであった。

①社会福祉法人に対する指導監督等では、「指導監査業務等のノウハウの蓄積が課題」、「市単独では処理件数が少なく事務執行体制の維持が課題」などの回答があった。

②育成医療の支給認定等では、「支給認定に係る医学的判断を行う体制整備が課題」、「審査事務のノウハウの蓄積が課題」などの回答があった。

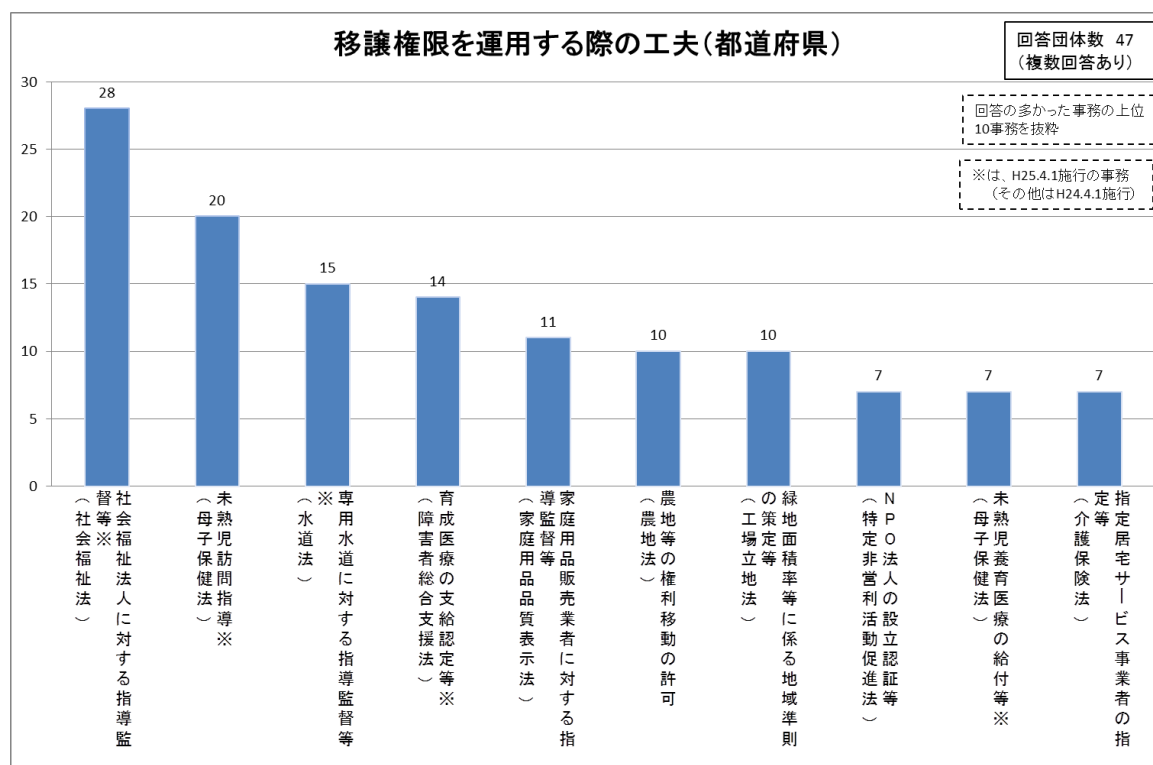
③未熟児養育医療の給付等では、「人員削減の中で移譲事務の人的負担が大きい」、「養育医療のうち4分の1を自治体が負担する必要があり財政負担が増えた」などの回答があった。

④未熟児訪問指導では、「訪問指導を行う保健師が不足し1人あたりの業務量が増大している」、「効果的な支援のため医療機関や都道府県保健所との連携が課題」などの回答があった。

⑤指定居宅サービス事業者の指定等では、「事業所指定事務や指導監督のノウハウの蓄積が課題」、「事業所指定や指導監督を実施するために必要な人員の確保が課題」などの回答があった。

(3) 移譲権限を運用する際の工夫

ア 都道府県

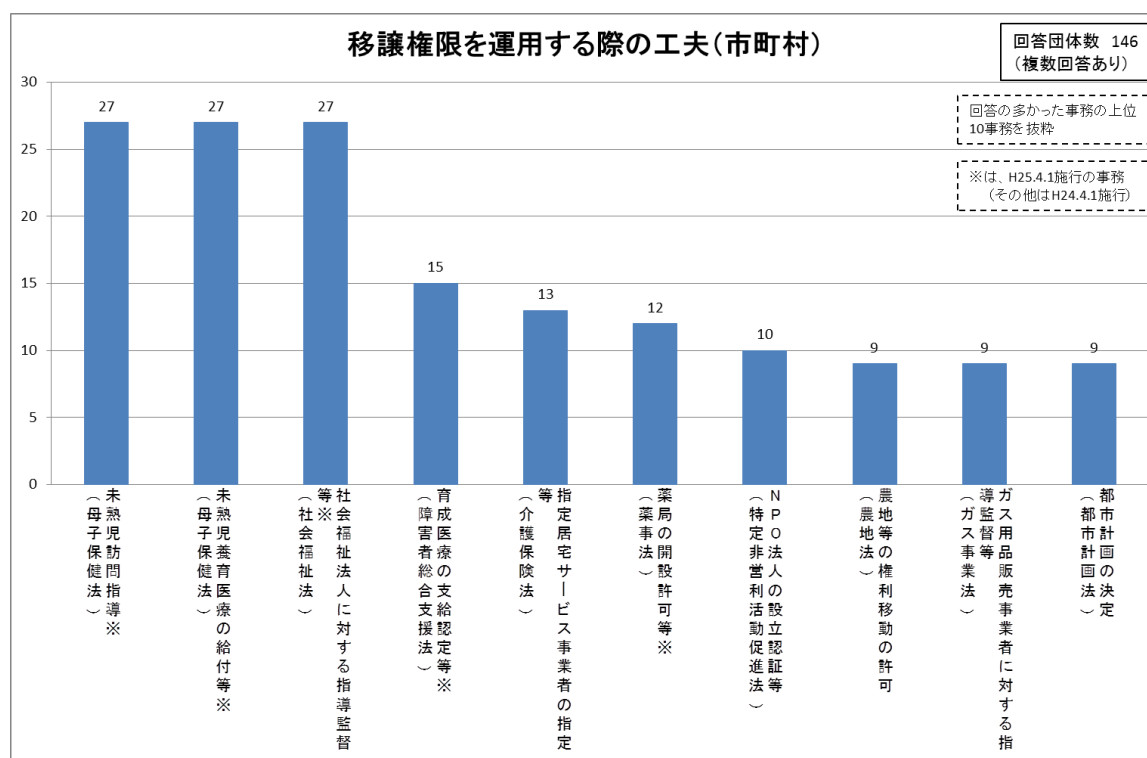


都道府県で回答の多いものは、①社会福祉法人に対する指導監督等(社会福祉法)、②未熟児訪問指導(母子保健法)、③専用水道に対する指導監督等(水道法)、④育成医療の支給認定等(障害者総合支援法)、⑤家庭用品販売業者に対する指導監督等(家庭用品品質表示法)などであった。

移譲権限を運用するに当たっての工夫の内容としては、各事務に共通するものとして、事務処理マニュアルの作成、担当職員による勉強会の開催、県・市町村間の人事交流などの回答が多かった。

そのほか、社会福祉法人に対する指導監督等では、「社会福祉施設に係る指導監督は引き続き都道府県で行うことから、市が実施する法人監査と日程を同日にするよう調整し、法人の負担軽減に努めている」などの回答があった。

イ 市町村



市町村で回答の多いものは、①未熟児訪問指導（母子保健法）、②未熟児養育医療の給付等（母子保健法）、③社会福祉法人に対する指導監督等（社会福祉法）、④育成医療の支給認定等（障害者総合支援法）、⑤指定居宅サービス事業者の指定等（介護保険法）などであった。

移譲権限を運用するに当たっての工夫の内容としては、各事務に共通するものとして、事務処理マニュアルの作成、担当職員による勉強会の開催、県・市町村間の人事交流などの回答が多かった。

そのほか、未熟児訪問指導では、「引継ぎに当たっては、従来訪問指導を行っていた都道府県保健師に同行訪問を依頼することで、支援の円滑な継続に努めている」などの回答があった。